

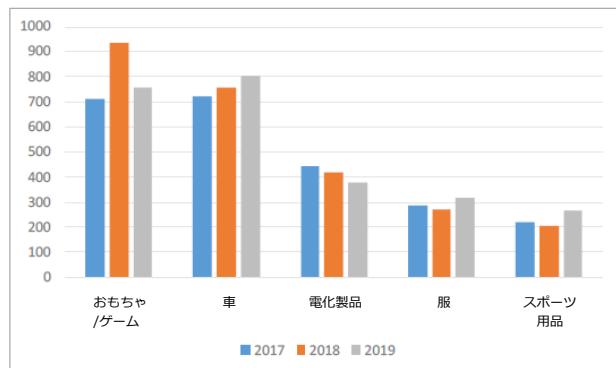
※経済協力開発機構（OECD）が令和2年11月20日から実施している、「オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関する国際啓発キャンペーン」のメッセージを仮訳したものです。

- Global awareness campaign on the safety of toys sold online (原文)

<http://www.oecd.org/sti/consumer/safe-toys-online/>

## オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関する国際啓発キャンペーン

おもちゃは大きく、そして成長している市場ですが、多くの国・地域にわたり何千件もの怪我の原因にもなっています。OECDのグローバルリコールポータルのデータによると、おもちゃ/ゲームは最もリコールされている製品の一つで、データベースに発表されているリコールの20%以上を数えるまでになっています。



OECDグローバルリコールポータルにおける  
リコール製品カテゴリーのトップ5

電子商取引は継続的に成長を続けており、この経路を通じて販売されるおもちゃは消費者に深刻な安全リスクを引き起こす可能性があります。調査によると、違反品が依然としてオンラインで購入可能であったことが明らかになっています。このため、消費者や事業者に製品の安全に関するリスクに気付いてもらうことの重要性がさらに増してきました。

たくさんの国・地域で2020年11月のOECDのオンラインで販売されるおもちゃの安全性の国際啓発キャンペーンに参加します。キャンペーンの目的は、以下のとおりです。

- ・消費者がおもちゃをオンラインで購入する際に、十分な情報を提供された上で判断することや、もし安全でないおもちゃを購入した場合にどのように対応すれば良いかを知ることを援助する
- ・事業者がオンラインで安全なおもちゃを販売する事の重要性の理解の促進と安全でないおもちゃを直ちに販売ルートから除外する事の促進



# オンラインでおもちゃを 安全に買うには？！

世界中でリコールされた



おもちゃの統計

GLOBAL (OECD グローバルリコールポータルより)

- 2010～2020 年の間で、おもちゃ/ゲームは OECD グローバルリコールポータル加盟地域において最もリコールされた製品でした。
- 2017～2019 年、おもちゃ/ゲームは世界中のリコール製品のトップ 3 以内でした。
- 2019 年は、約 40 の OECD グローバルリコールポータル加盟地域から 3,742 件の製品のリコールが報告され、20%がおもちゃでした。
- おもちゃによるけがは、切傷、窒息、打撲、やけどが多く発生しています。



オーストラリアでは、動物の  
おもちゃやぬいぐるみの合計が、  
5 年間でリコールされた  
おもちゃの 20%を占める。



カナダでは、2015～2019 年、  
平均して 30 個以上のおもちゃが  
リコール。



イスラエルでは、2015～2019 年、  
リコールが多かったのは子どもの衣  
服とアクセサリー、プラスチック人  
形、ラジコンのおもちゃ。



日本では、2015～2019 年、  
安全でないおもちゃにより  
月に平均 3 人がけが。



#Safetoysonline

詳細は  
[oecd.org/toys](http://oecd.org/toys)



Health  
Canada  
Santé  
Canada



AUSTRALIAN  
COMPETITION  
& CONSUMER COMMISSION

## 消費者へのメッセージ

「調べて、理解して、知らせる」を心がけて！

調べよう：販売者に関する情報をチェック。

おもちゃが販売停止やリコールされていないことを確認。

理解しよう：安全に関する警告や注意情報、ラベルや対象年齢を確認。

知らせよう：安全に関する問題を報告し、必要に応じ、おもちゃを登録。

## オンラインでおもちゃを 買うときのチェックリスト



### 購入の前に：

- ✓ おもちゃがリコールされていないか確認
- ✓ 製品の大きさ、遊び方、対象年齢、安全情報を確認。記載がなければ問合せを
- ✓ 販売者の質問受付窓口を確認
- ✓ 信頼できるウェブサイトから購入

### 購入後に：

- ✓ 子どもの年齢に応じて確認
  - ✗ 特に3歳未満の子どもが家庭内にいる場合、取れやすい小さな部品はない？
  - ✗ 尖った角や先端はない？
  - ✗ 子どもの首に巻き付くような長いコードはない？
  - ✗ 電池ケースに緩みや割れはない？簡単に開かない？
- ✓ 安全に関する問題があれば、販売者や消費生活センター等に相談する
- ✓ リコールや安全関連情報が受けられるよう、消費者庁のリコール情報サイトメールサービスに登録する



## 事業者へのメッセージ

安全を心がけて！

- ・安全なおもちゃを販売しましょう
- ・購入前にアクセスできて信頼できる情報を提供して消費者をサポートしましょう
- ・自身が販売するおもちゃに適用される各国・地域の規制に従いましょう
- ・ネットモールやオークションサイトのようなオンラインプラットフォームや消費者を含む自らのサプライチェーンに対して、リコールされた、あるいは違反品のおもちゃは直ちにオンライン上の販売から取り除かれるよう促しましょう。

## オンライン上で安全なおもちゃを販売するための事業者向けチェックリスト



- ✓ 3歳未満の子ども向けのおもちゃに、小さな部品がないことを確かめること。
- ✓ (予見可能な誤使用を含めて) 使用中に製品から生じうるリスクや危険を認識すること。
- ✓ 必要に応じて、資格認定を受けた試験機関が指摘した危険や、関連する規則及び標準規格に対しておもちゃのテストを行うこと。
- ✓ オンライン上の情報が、おもちゃの購入に使用されるデバイス又はプラットフォームに適用できることを確認すること。
- ✓ より多くの情報を得るために直接的な連絡先を消費者に提供すること。

- ✓ 商品の取引と支払いの確定より前に、消費者に明確で容易にアクセス可能な情報を提供すること。
  - ・製品の主要な特徴
  - ・対象年齢／年齢制限
  - ・組立て及び安全な使用に関する取扱説明書
  - ・警告表示
  - ・おもちゃに関する画像と動画
  - ・実際の店舗において、あるいはおもちゃのパッケージ上で得ることのできるその他の情報
- ✓ 国内及びグローバルでの安全認証スキームや標準規格への準拠を検討すること。

